

回答書

平成27年6月3日付要求書に関し、次の通り回答します。

記

- 平成27年度夏季賞与について
平成26年10月1日から平成27年3月31日までの支給対象期間を満たし、支給日当日在籍する
主査以下の正社員(適格者)に対し、1人平均708,700円(基準内給比2.40ヶ月)を支給します。
①配分
708,700-24,218(家族手当2ヶ月分)=684,482
684,482×0.8=547,586(基本給比例分)
684,482×0.2=136,896(考課査定分)
547,586÷274,998(平均基本給)=1,9912(ヶ月)
支給額=(各人基本給×1.9912)+各人の家族手当2ヶ月分+各人考課査定額
②考課査定額
平成26年年末賞与方式とします。
③欠勤控除
平成26年年末賞与方式とします。
④支給日
平成27年7月10日(金)を目処に努力します。
⑤金融機関口座への振込
手取額の全額を各人の金融機関口座に振込みとします。
ただし、個人の同意に基づいて行います。
- 契約社員と継続雇用社員の夏季賞与について
会社が独自で検討します。
- 契約社員と継続雇用社員の待遇について
会社が独自で検討します。
- 契約社員の正社員化について
会社が独自で検討します。
- 希望者の定年65歳について
現行通りとします。
- 適正人員の確保について
各部署とも仕事の進め方の改善を通じて、生産性向上に取り組むと同時に、不足する部署につ
ては、中途採用、期間社員採用、派遣、異動等で適正な配置をするよう努めております。
- 賞与の支給対象期間を満了した者で、支給日当日に会社都合により在籍できない者について、支
給対象期間の算定基礎額にて賞与を支給することについて
現行通りとします。
- 賞与の支給対象期間を57歳で満了した者について、支給日に57歳になっていても、支給対象期間
の算定基礎で支給することについて
現行通りとします。
- 「MBS」での労働条件について
現行通りとします。
- 派遣社員の正社員化について
会社が独自に検討します。
- 職場におけるメンタルヘルス推進について
職場の全員が明るく元気に仕事に取り組むことが出来る活気ある職場環境を構築するために、労使
一体となって議論する場を持ちたいと考えます。

以上

メンタル・ヘルスの問
題については、一頃より
は減少してきているもの
の、今だに散発的に発生
しています。
支部は夏季一時金要求
の中でも改善を要求して
おり、指定回答日の事務
折衝の中で会社側の説明
では、「新に産業医とし
て専門の医師に依頼して
あり、会社としても積極
的に対応しようと考えて
います」と口頭で回答が
ありました。

メンタル・ヘルス問題
も対策中

利益は史上最高を更新したが
一時金は昨年よりダウン?
労働者のみなさん、おはよう
ございます。
支部は、会社が発表した今年
3月末期末決算利益が過去最高
を更新したことを背景に今年度
の夏季一時金について、6月3
日に、夏季一時金810000
円(基本給比3カ月)をはじめ
とする要求書を提出し、指定回
答日の6月10日会社側より左
記の回答書が示されました。
今年春闘で村上労組に回答され

た708700円(基準内給比
2.4ヶ月)となっております。
この回答を受け、支部は6月
18日に会社側と団体交渉を行
いました。
団体交渉の中で支部は「利益
が大幅に増加し、株主配当も増
えているのに社員の一時金が昨
年を下回る事には納得できない
」として、さらに上積み回答を
求めました。
これに対して会社側は、「利
益は上がったのは確かであるが
☆

「契約社員時給換算平均十円、
継続雇用社員時給換算十円の
賃金引き上げを検討」

☆
規事業への投資など支出が拡大
する事が予想される。今期後半
で予想以上の利益が上がる見込
みがある場合は、今年2月に感
謝金(一時金の上乗せとして)
を支給したいと考えている」と
答えています。

支部が今夏季一時金の中で要
求している契約社員、継続雇用
社員の賃上げについて、団体交
渉の中で会社から「契約社員は
時給換算で平均十円、継続雇用
社員は時給換算で十円の賃上げ
を6月分(7月給料日)から改
訂を検討している」と口頭で回
答がありました。
☆
MBS継続雇用社員はMBS
発足以来初めての賃上げとなり
ます。
また、正社員化の要求につい
ても「嘱託社員などから十名以
上の正社員化を予定している」
との回答が口頭でありました。